

高压ガス販売事業所 保安講習会

三重県 防災対策部 消防・保安課

高圧ガスの販売に係る規制

(該当条項)
法第20条の4、の5、
の6、21条、27条、
28条、60条

事業開始前

販売事業の届出

事業開始

販売主任者選解任の届出

- * 従業者に対して保安教育の実施
- * 販売の方法の基準の遵守
- * 帳簿の記載
- * 消費者への周知

事業廃止

販売事業廃止の届出

販売主任者の必要なガス
C2H2、AsH3、NH3、Cl2、CH3Cl、AsF5、PF5、O2(スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の40%未満のものを除く。)、NF3、BF3、PF3、HCN、Si2H6、SF4、SiF4、B2H6、H2(車両用圧縮水素の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く。)、SeH2、PH3、CH4、GeH4、SiH4、液化石油ガス

周知の必要なガスとその用途

- ・ 溶接・熱切断用アセチレン、LNG、O2
- ・ 在宅酸素療法用の液化酸素
- ・ スクーバダイビング等呼吸用の空気
- ・ スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、O2、N2の容量の合計が98%以上かつ、O2の容量が21%以上

販売に係る技術上の基準(1号)

1-1. 高压ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。

(一般則販売) 必要最小限記載事項

- ・引渡先の名称及び所在地
- ・当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
- ・直接消費者に販売する者にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等
- ・消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の届出年月日

販売に係る技術上の基準(1号)

1-2. 液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。

(液石則販売) 必要最小限記載事項

- ・引渡先の名称及び所在地
- ・引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
- ・引き渡した容器の種類及び数量
- ・消費者に直接販売する販売業者にあつては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図、または配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- ・卸売業者にあつては、引渡先の届出年月日

(該当条項)
一般第40条第2、3号、液石第41条第2、3号

販売に係る技術上の基準(2、3号)

2. 充てん容器等の引き渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏洩していないものをもってすること。
3. 圧縮天然ガス及び液化石油ガスの充てん容器等の引き渡しは、充てん期限を6ヶ月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものををもってすること。

販売に係る技術上の基準(4号)

4-1. 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者 に販売する場合

- ・ 20L以上の容器から2m以内にある火気をさえぎる措置を行い、屋外に置くこと。
- ・ 容器には腐食防止措置を講ずること。
- ・ 容器は常に40℃以下に保つこと。
- ・ 5L超の容器には転落、転倒、バルブ損傷防止措置を講ずること。
- ・ 所定の性能を有する調整器を設けること。
- ・ 配管は耐圧試験に合格したものであること。
- ・ 硬質管以外の管を使用するときは、ホースバンドで締め付けること。
- ・ 配管は気密試験に合格するものであること。

販売に係る技術上の基準(4号)

4-2. 液化石油ガスを燃料(工業用燃料を除く)の用に 供する一般消費者に販売する場合の確認事項

- ・ 20L以上の容器から2m以内にある火気をさえぎる措置を行い、屋外に置くこと。
- ・ 容器には腐食防止措置を講ずること。
- ・ 容器は常に40℃以下に保つこと。
- ・ 5L超の容器には転落、転倒、バルブ損傷防止措置を講ずること。
- ・ 所定の性能を有する調整器を設けること。
- ・ 配管は耐圧(気密)試験に合格したものであること。
- ・ 硬質管以外の管を使用するときは、ホースバンドで締め付けること。

図19

(該当条項)
一般第40条第5号、液石第41条第5号

販売に係る技術上の基準(5号)

5. 圧縮天然ガス及び液化石油ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する場合は、配管の気密試験のための設備を備えること。

(気密試験のための設備)

空気ポンプ、水柱用マンメータ 等

自主保安

(該当条項)
法第26条、27条

第一種製造者

危害予防規程(作成・届出)、従業員に対する保安教育計画(作成)、計画に基づき従業員に保安教育を忠実に実行

第二種製造者

**第一種貯蔵所の
所有・占有者**

**第二種貯蔵所の
所有・占有者**

販売業者

**特定高圧ガス
消費者**

販売業者も、必要！！

**従業員に保安教育
を施すこと。**

高圧ガス保安協会

**教育の基準となるべき事
項を定め、公表**

第一種貯蔵所、第二種貯蔵所における帳簿

(該当条項)

一般第95条第2項
液石第93条第2項

記載事項と保存期間

高圧ガスを容器により授受した場合→**記載の日から2年間保存**

- ・充てん容器の記号及び番号
- ・授受先・授受年月日
- ・充てん容器毎の高圧ガスの種類(液石則の場合を除く。)
- ・充てん容器毎の充てん圧力(液化ガス以外)
- ・充てん容器毎の充てん質量(液化ガスのみ)

貯蔵所に異常があった場合→**記載の日から10年間保存**

- ・異常があった年月日
- ・異常に対してとった措置

販売所における帳簿の記録及び保存

(該当条項)
一般第95条第3項
液石第93条第3項

記載事項と保存期間

高压ガスを容器により授受した場合→**記載の日から2年間保存**

- ・充てん容器の記号及び番号
- ・授受先・授受年月日
- ・充てん容器毎の高压ガスの種類(液石則の場合を除く。)
- ・充てん容器毎の充てん圧力(液化ガス以外)
- ・充てん容器毎の充てん質量(液化ガスのみ)

法第20条の5第1項の周知を行った場合

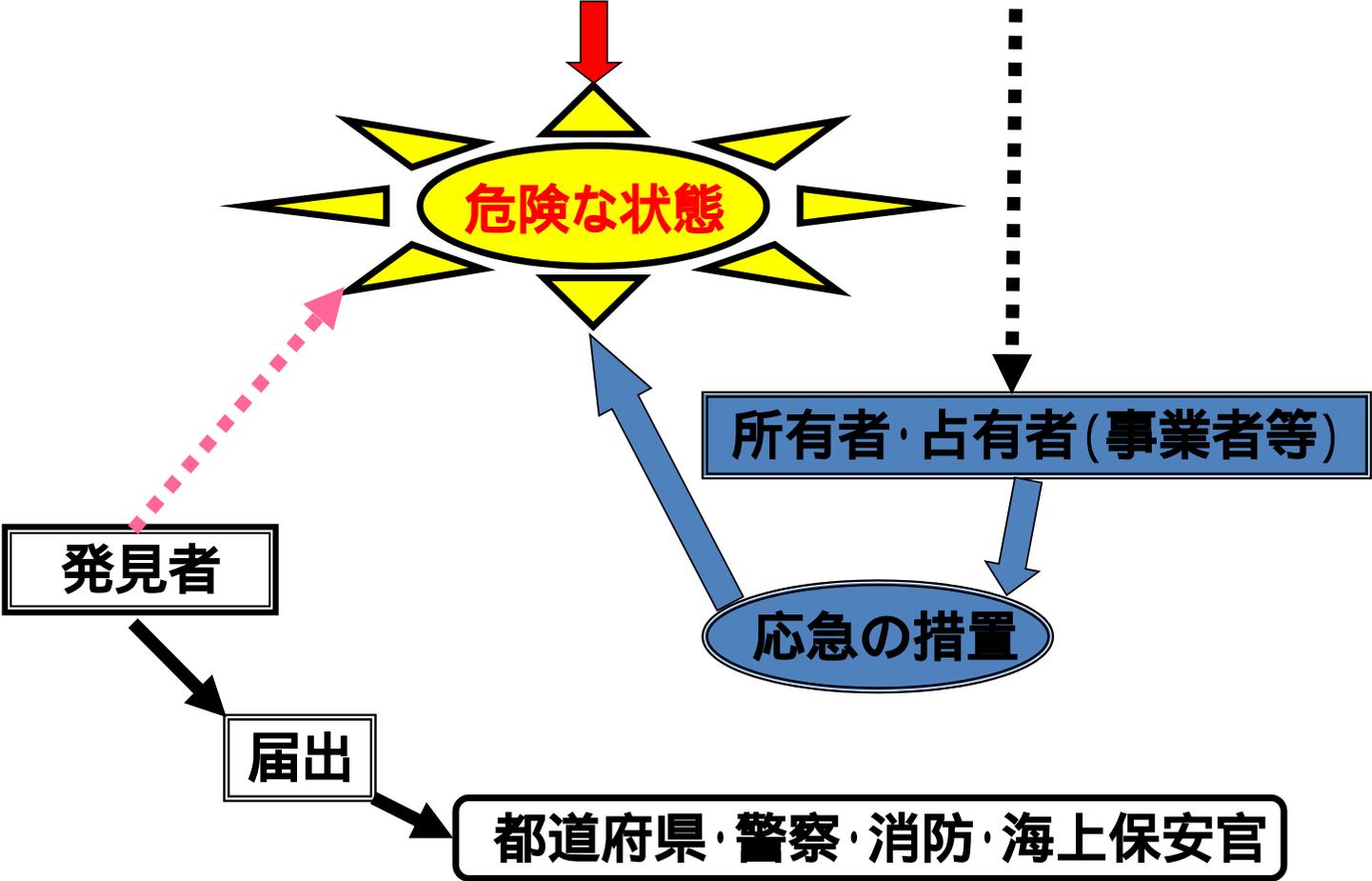
→**記載の日から2年間保存**

- ・周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所
- ・周知をした者の氏名
- ・周知の年月日

危険時の措置・届出

(該当条項)
法第36条

製造施設・貯蔵所・販売施設・特定高圧ガス消費施設・充てん容器等



販売先保安台帳（顧客台帳）

（一般則販売） 必要な記載事項

- **引渡先の名称及び所在地**
- **当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名**
- **直接消費者に販売する者にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等**
- **消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の届出年月日**

帳簿は紙媒体にこだわらない。パソコン等による電子台帳可。
（書面保存則）

一般高圧ガス引渡先保安台帳（例）

No. _____

担当保安責任者(販売主任者) _____

引名						
渡所在地	(TEL: - -)					
先消費・引渡先						
取扱責任者						
直接の消費者	ガスの種類	消費の方法・使用の状態等				その他の消費方法 又は消費の目的
		単瓶	配管			
	単瓶の集合		結束瓶	移動式液瓶	固定式液瓶	
摘要						
販売事業届出	年 月 日 第 号					
販売主任者						
販売	ガスの区分	可燃性	毒性	特殊	不活性	
	引き渡すガスの種類					
売	ガスの区分	可燃性・毒性	酸素	液化石油	その他	
	引き渡すガスの種類					
業	容 積					
	器 完 成 検 査					
者	置 略 図 は 別 添 の と お り					
場						
摘 要						

注)この台帳は、一般高圧ガス保安規則第40条第1号等に基づき販売業者が作成し、取引の継続中は保管しなければならない。

一般高圧ガス引渡先保安台帳（例）

No.

担当保安責任者(販売主任者)

引	名 称						
渡	所 在 地	(TEL: - -)					
先	消費・引渡先						
直 接 の 消 費 者	取扱責任者						
	ガスの種類	消費の方法・使用の状態等					
		単 瓶	配 管				その他の消費方法
			単瓶の集合	結 束 瓶	移動式液瓶	固定式液瓶	又は消費の目的
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡先の名称及び所在地① ・当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名② ・直接消費者に販売する者にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等③ ・消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の届出年月日④ 						

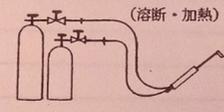
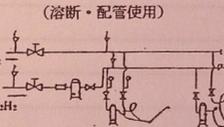
	販売事業届出		年 月 日 第 号			
	販売主任者					
販	ガスの区分		可燃性	毒性	特殊	不活性
	引き渡すガスの種類					
売	ガスの区分		可燃性・毒性	酸素	液化石油	その他
	引き渡すガスの種類					
業 者	容	面積	・引渡先の名称及び所在地① ・当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名② ・直接消費者に販売する者にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等③ ・消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の届出年月日④			
	器	完成検査				
	置	略図は別添の				
	場					
	摘	要				

注)この台帳は、一般高圧ガス保安規則第40条第1号等に基づき販売業者が作成し、取引の継続中は保管しなければならない。

消費場所

一般高圧ガス引渡先保安台帳

平成 年 月 日作成

引渡先名称 (販売先)			住所		TEL ()								
取扱責任者	所属・役職		氏名										
消費の目的	<input type="checkbox"/> 印で囲む 溶接 切断 加 熱 熱処理 燃焼炉 冷媒 冷却 滅菌 消毒 封入 パージ 医療 反応 その他 ()												
消費のガス名 方法名	パラ瓶	ガス名	カードル	ガス名	集合装置	ガス名	C	E	ガス名	超低温容器	ガス名	開放容器	ガス名
記号	O ₂	N ₂	CO ₂	C ₂ H ₂	LPG	Ar	H ₂	N ₂ O	NH ₃	He	Air		
ガス名	酸素	窒素	炭酸ガス	アセチレン	液化石油ガス	アルゴン	水素	笑気ガス	アンモニア	ヘリウム	空気		
販売先の消費・移動・置場の	使用 (常用圧力・配管材料記入のこと) 形態	① (溶断・加熱) 											設備配管図又は置場見取図 常用圧力 MPa
		② (溶断・配管使用) 											
		減圧弁	逆火防止器	水封安全器	安全破レツク板	安全弁	ブロー管	排気管	逆流防止弁	漏洩検知器	圧力計	ホースバンド	管材料 ()
		パラ瓶	超低温容器	カードル	ローリー	導管	その他						

- ▶ 使用の形態
- ▶ 設備配管図
- ▶ 置場見取り図

容器授受記録簿 周知記録簿

- 帳簿への記載事項として、容器への充てん圧力 や 消費者への周知 が定められています。
- 充てん圧力を記載していない場合がありますので、注意してください。

【法第60条第1項、一般則第95条第3項】

容器授受記録簿（帳簿）

（一般則販売） 記載すべき事項

【法第60条第1項、一般則第95第3項】

- 充てん容器の記号及び番号
 - 容器に刻印されている記号・番号のこと。
- 充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスは充てん質量）
 - 高圧ガスの品名と数量のこと。
- 授受先
 - 仕入先、納入先のこと。
- 授受年月日
 - 入出荷日または納品・返納日のこと。

容器授受記録簿（帳簿）

【法第60条第1項、一般則第95第3項】

- 容器が行方不明にならないように記録・管理してください。
- 容器授受記録簿は記載の日から **2年間**保存しなければなりません。
- パソコン等によるデータ管理でも問題ありません。（書面保存則）

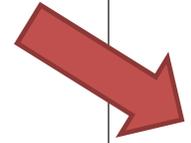
- 充てん容器等の引き渡しには外観検査によって異常のない事が規定されています。

- 外観検査の結果も記録しておいてください。

【法第20条の6第1項、一般則第40条第1項第2号】

容器授受簿

仕入先	販売先	引渡日	容器記号・番号	ガスの種類	圧力(重量)	容器異常の有無 1	充てん期限 2	容器回収日
<p> 事故の防止、犯罪利用抑止のため、 容器が管理不能になったり、紛失することがないように 「持出し容器の受払い管理」を徹底してください。 </p>								



※1 外観に異常のないこと、ガスの漏洩のないこと。

※2 充てん期限を6カ月以上経過していないこと。

充てん容器等の引き渡し時の確認項目

周知記録簿（帳簿）

（一般則販売） 記載すべき事項

【法第60条第1項、一般則第95第3項】

- 周知先の消費者の氏名又は名称及び住所
 - 周知をした者（担当者）の氏名
 - 周知の年月日
-
- 周知記録簿は記載の日から **2年間**保存しなければなりません。
 - パソコン等によるデータ管理でも問題ありません。
（書面保存則）

周知記録簿（帳簿）

周知は

- ・ 販売契約を締結したとき及び
 - ・ 周知をしてから1年以上経過して高圧ガスを引き渡すとき
- ごとに行わなければなりません。

【法第20条の5第1項、一般則第38条】

- ・ 販売する際に【周知】が必要な高圧ガス
溶接又は熱切断用の「アセチレン、天然ガス、酸素」
在宅酸素療法用の「液化酸素」
スクーバダイビング等呼吸用の「圧縮空気」等

【法第20条の5第1項、一般則第39条】

周知に関する帳簿

消費者等氏名 (名称)	所在地	周知の実施し た者	周知年月日	備考

協会だより 第69号から抜粋

(県内販売事業者の取り組みの一例)

- お取引開始時に容器賃貸借契約を締結する。
- 全出荷容器に返却期限を明示したラベルを貼付する。
- 貸与日数を明示した容器調書をお渡しする。
- 容器貸与の保証金を預かり、貸与期間が6ヵ月を超えたものに関しては容器使用料(延滞料)をいただくこととしている。



お客さまに、高価で危険な高圧ガス容器の所在に関心・責任をもっていただくことで、管理不在による長期停滞容器や紛失・紛交容器の撲滅を目指しています。

〈高圧ガス事業所自主保安点検支援事業の訪問調査結果報告〉

教育訓練記録等について

- 保安教育の実施が不十分な事業所が多かった。
- 教育内容には、ガスの取扱や物性の特性の他、危険時・事故時の措置、緊急連絡先等の管理項目、関係法令等、系統的教育も必要と考えられる。
- 販売主任者等の管理者も積極的な自己啓発が推奨される。

【法第27条第4項】

教育内容の事例

(第1種製造事業所で取り組まれている教育を抜粋)

- **ヒヤリハット事例**
- **異常時の措置 (図上訓練含む)**
- **自然災害時の対処法 (大規模地震、津波)**
- **グループ会社や他社の事故事例の共有、検討等 (潜在する危険の予知、安全意識醸成)**
- **高圧ガス関係団体等が主催する講習会への参加 (社内で資料を回覧)**
- **高圧ガスに関するeラーニングの活用**

保安教育の実施の事例

販売主任者等有資格者による、計画的な実施
(年1回以上)

外部の研修会、講習会への参加

WEB研修、eラーニングの活用

実施記録の作成、保存

(実施日、参加者の把握等)

(該当条項)
法第20条の4

販売事業の届出

高圧ガスの販売を営もうとする者(液石法販売を除く。)は、
販売所ごとに、
事業開始の20日前までに
都道府県知事に届出なければならない。

三重県における高圧ガス販売に係る申請窓口
各地域防災総合事務所・各地域活性化局
(各県庁舎内)

(該当条項)
法第20条の4

販売事業の届出が免除されるケース (その1)

平成9年3月31日以前に販売事業の許可を受けていた場合

第5条第1項第1号に規定する第一種製造者が、その製造した高圧ガスを、その事業所において販売する場合

冷媒が封入されている冷凍能力20トン/日未満の冷凍設備(フロンまたはアンモニアは50トン/日未満)を販売する場合

販売事業の届出が免除されるケース (その2)

次に掲げる高圧ガスを貯蔵数量常時5 m³未満の販売所において販売する場合(政令第6条)

- 医療用の高圧ガス(在宅酸素医療用液化酸素を除く。)
- 内容積300 mL以下の容器内の高圧ガスであって、35 MPa以下において20 MPa以下のもの
- 消火器内における高圧ガス
- 内容積1.2 L以下の容器内の液化フルオロカーボン

など

販売するガスの種類の変更

販売業者は、
販売する高圧ガスの種類を変更したときは、
遅滞なく、
その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

ただし、次に掲げる同一区分内のガスの種類の変更については、届出不要。

- (イ) 冷凍設備内の高圧ガス
- (ロ) 液化石油ガス((イ)を除く。)
- (ハ) 不活性ガス((イ)を除く。)

販売主任者の職務等

(該当条項)
法第28条、32条
7項

定められた高圧ガスを販売するときは、
販売所ごとに、
6ヶ月以上の製造又は販売経験(ガス種の指定有り)を有する免状所有者を
販売主任者に選任しなければならない。

販売主任者 → 高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理

販売主任者を選任したときは、
遅滞なく、
その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
これを解任したときも、同様とする。

(該当条項)
一般則第72条等

販売主任者の選任が必要なガス

販売所の区分	必要な資格
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシランの販売所	<ul style="list-style-type: none">・第一種販売主任者・甲種・乙種化学製造保安責任者・甲種・乙種機械製造保安責任者
液化石油ガスの販売所	<ul style="list-style-type: none">・第二種販売主任者・甲種・乙種化学製造保安責任者・甲種・乙種機械製造保安責任者・丙種(液石のみ)化学製造保安責任者

(一般則) 販売業者等の周知義務

(該当条項)
法第20条の5、
一般第38条、39条

販売業者**

自ら製造したガスを自製造事業所で販
売する第一種製造者**

- 高压ガスの種類**
- * 溶接、熱切断用のC₂H₂、O₂、CNG
 - * 在宅酸素療法用のLO₂
 - * スクーバ用等呼吸用のAir
 - * スクーバ用ナイトロックス・ガス

- 周知事項**
- 高压ガスによる災害発生防止のための、
- * 消費設備に対するガスの適応性
 - * 消費設備の操作、管理、点検
 - * 消費設備の使用場所
 - * 消費設備の変更
 - * ガス漏れ等の緊急時の措置、連絡

購入して消費する者

(該当条項)
法第20条の5、
液石第39条、40条

(液石則)販売業者等の周知

*** 販売業者**

*** 自ら製造したガスを自製造事業所で販売する第一種製造者**

高压ガスの種類

- * 溶接、熱切断用のLPG
- * 燃料用のLPG

周知事項

高压ガスによる災害発生防止のための、

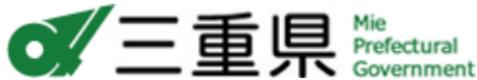
- * 消費設備に対するガスの適応性
- * 消費設備の操作、管理、点検
- * 消費設備の使用場所
- * 消費設備の変更
- * ガス漏れ等の緊急時の措置、連絡

購入して消費する者

R4年9月に高圧ガス販売事業のHPを開設 「三重県 高圧ガス 販売」で検索して、「高圧ガス・販売事業に関する手続き」をクリック

[本文へ](#) | [Foreign Languages](#)

[文字サイズ変更](#) [元に戻す](#) [縮小](#) [拡大](#) [色の変更](#) [標準](#) [青](#) [黄](#) [黒](#)



🔍 サイト内検索 [検索](#)

- [🏠](#)
- [くらし・環境](#)
- [防災・防犯](#)
- [健康・福祉・子ども](#)
- [スポーツ・教育・文化](#)
- [観光・産業・しごと](#)
- [まちづくり](#)
- [県政・お知らせ情報](#)
- [組織・業務](#)

現在位置: [トップページ](#) > [防災・防犯](#) > [防災・緊急情報](#) > [予防・保安（ガス・火薬・電気・危険物）](#) > [高圧ガス・LPガス](#) > [高圧ガス・販売事業に関する手続き](#)
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [防災対策部](#) > [消防・保安課](#) > [予防・保安班](#)

LINEで送る

印刷する

≡ 予防・保安（ガス・火薬・電気・危険物）

- 🔍 [火薬・銃](#)
- 🔍 [危険物](#)
- 🔍 [高圧ガス・LPガス](#)
- 🔍 [電気工事士・電気工業](#)
- 🔍 [防火管理](#)
- 🔍 [消防設備](#)

高圧ガス・販売事業に関する手続き

高圧ガス保安法では、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等について様々な規定があります。

このページでは、販売事業に関する行政手続きについて、記載しています。

■ 1 行政窓口

販売所を設置する市町を管轄する[地域防災総合事務所](#)または[地域活性化局](#)が、販売事業にかかる届出等の提出先となります。

県の窓口

- **販売所**に係る手続、相談は、
販売所が所在する市町を管轄する
「各地域防災総合事務所・各地域活性化局
(各県庁舎内)」まで
- **貯蔵所**に係る手続、相談は、
「**防災対策部消防・保安課**」まで

最後に、
もし、事故が発生したら・・・
(容器を喪失、盗難含む)

至急ご連絡をお願いします！
(夜間や土日でも構いません)
まずは、事故の発生を**ご一報ください。**

最寄りの地域防災総合事務所もしくは活性化局
または、消防・保安課(059-224-2183)まで